

■上野原市 議長交際費支出基準

支出区分	内 容	支出基準額
会 費	各種団体が行う総会、研修会等の会費及び負担金	原則5千円とし、金額が明示されている場合は、その金額
香 典 等	上野原市議会葬祭に対する内規（平成17年2月議会訓令第7号）に基づき支出する。	○議員が死亡の場合 ・花輪 1基 ・香典 1万円 （通夜1万円） ○1親等の同居の親族が死亡した場合 ・花輪 1基（父母・配偶者） ・香典 1万円 （通夜5千円）
見 舞 金	上野原市議会葬祭に対する内規（平成17年2月議会訓令第7号）に基づき支出する。	○疾病の場合 ・（20日以上入院）1万円 ○火災・水害その他天変地変等により著しい被害を被った場合 ・被害の程度により協議 ※市3役が該当した場合は、議員同等とし、額は協議する
協 賛	各種団体の活動趣旨賛同に係る協賛金等	社会通念上妥当な範囲
そ の 他	議長が特に必要と認めたもの	社会通念上妥当な範囲